

建築基準法第12条に基づく 定期報告制度のお知らせ

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課
担当 建築安全グループ  浜松市
TEL 053-457-2473

1. 概要

・政令(国)及び特定行政庁(浜松市)が定める建築物の所有者又は管理者は、当該建築物及び建築設備等を定期的に資格者※に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁(浜松市長)に報告しなければなりません。【建築基準法第12条第1項及び第3項】

※資格者・・・一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員

・定期報告をすべきである建築物の報告義務を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。【建築基準法第101条第1項第二号】

定期報告は、所有者・管理者の義務です！

2. 定期報告の種類

定期報告の種類は、以下の4つです。

- ・特定建築物(敷地・建物全体の調査)
- ・建築設備(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置の検査)
- ・防火設備(随時閉鎖式の防火扉・防火シャッター等の検査)
- ・昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等)

3. 対象用途・規模・報告時期等

■ 特定建築物・建築設備・防火設備・・・下表による

対象用途	規模		報告年・時期
児童福祉施設等 (通所施設を除く)	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	①3階以上にあるもの(100㎡超)	特定建築物: 西暦奇数年度 (8月1日～11月30日) 建築設備、防火設備: 毎年 (8月1日～11月30日)
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの(100㎡超)	
	浜松市による指定	④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの	
共同住宅、寄宿舍	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	①3階以上にあるもの(100㎡超)	
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの(100㎡超)	

※ 該当する対象用途の床面積が200㎡以下の場合は、上表の規模に関わらず、対象外です。

※ 防火設備の定期報告については、上表の規模に関わらず、対象用途の床面積が200㎡超の建築物も対象です。

■ 昇降機等・・・<対象用途、規模> 全ての建築物
<報告年・時期> 毎年(検査済証の交付日前後30日まで)

(参考).対象用途について

【児童福祉施設等】・・・①児童福祉施設、②幼保連携型認定こども園、③助産所、④身体障害者社会参加支援施設、⑤保護施設、⑥婦人保護施設、⑦老人福祉施設、⑧有料老人ホーム、⑨母子保健施設、⑩障害者支援施設、⑪地域活動支援センター、⑫福祉ホーム、⑬障害福祉サービス事業の事業所

【共同住宅、寄宿舍】・・・①サービス付高齢者向け住宅、②認知症高齢者グループホーム、③障害者グループホーム